

第12次 労働災害防止計画

(平成25年度～29年度)

誰もが安心して健康に働くことが
できる社会を実現するために

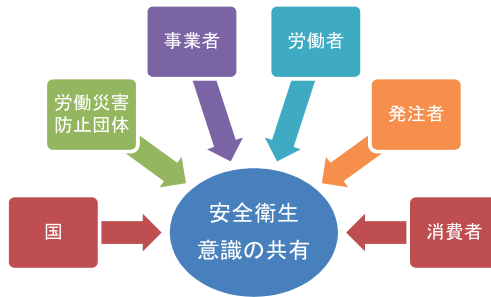


厚生労働省

計画が目指す社会

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

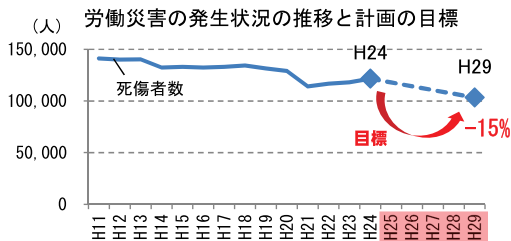
全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。



計画の数値目標

平成24年と比較して、平成29年までに

- 死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による**死亡者の数を15%以上減少**させる
- 労働災害による**休業4日以上**の**死傷者の数を15%以上減少**させる



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
死亡者数	1,628	1,620	1,514	1,472	1,357	1,268	1,075	1,195	1,024	1,093
死傷者数	132,936	132,248	133,050	134,298	131,478	129,026	114,152	116,733	117,958	119,576

(出典：労働者死傷病報告)

重点施策

1 労働災害・業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

- ・ **労働災害件数を減少させるための重点業種対策** ————— 6
 - ・ 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策
 - ・ 陸上貨物運送事業対策
- ・ **重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策** ————— 9
 - ・ 建設業対策
 - ・ 製造業対策
- ・ **重点とする健康確保・職業性疾病対策** ————— 11
 - ・ メンタルヘルス対策
 - ・ 過重労働対策
 - ・ 化学物質による健康障害防止対策
 - ・ 腰痛・熱中症予防対策
 - ・ 受動喫煙防止対策
- ・ **業種横断的な取組** ————— 14
 - ・ リスクアセスメントの普及促進
 - ・ 高年齢労働者対策
 - ・ 非正規雇用労働者対策

2 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

- ・ 専門家と労働災害防止団体の活用
- ・ 業界団体との連携による実効性の確保
- ・ 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

3 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- ・ 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚
- ・ 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表
- ・ 重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応
- ・ 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

4 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

- ・ 労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進
- ・ 国際動向を踏まえた施策推進

5 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- ・ 発注者等による安全衛生への取組強化
- ・ 製造段階での機械の安全対策の強化
- ・ 労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

6 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

- ・ 東日本大震災の復旧・復興工事対策
- ・ 原子力発電所事故対策

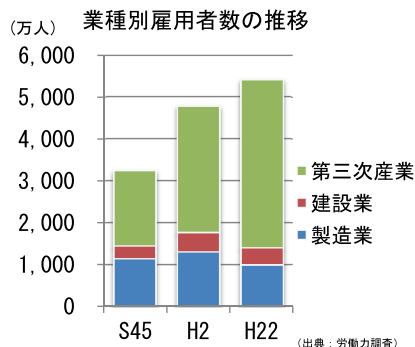
社会の変化と安全衛生施策の方向性

1 第三次産業の労働者数の増大と労働災害の変化

高度経済成長期には製造業と建設業の雇用者数が全体の4割を超えていましたが、サービス産業の拡大などによって現在は第三次産業の雇用者数が7割以上になっています。これに伴い、労働災害も第三次産業で発生する割合が増えています。

しかし、死亡災害は、依然として建設業や製造業で多く発生しています。

健康対策面でも変化が生じ、職場のストレスによるメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害、屋内事務所での受動喫煙、介護作業での腰痛などが重要性を増しています。

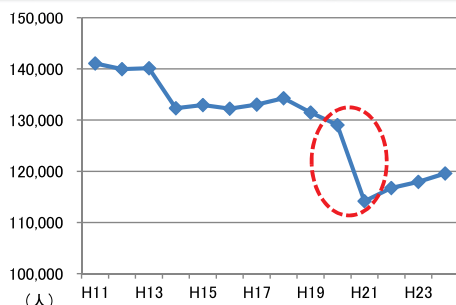


2 リーマンショックと東日本大震災の影響

平成20年9月のリーマンショックによる経済活動の低迷などで、平成21年の労働災害は大幅に減りましたが、その後は3年連続で増加しています。

東日本大震災の復旧・復興工事の本格化もあり建設業の労働災害が増えています。

原子力発電所の事故に伴う、原子炉の廃炉に向けた作業や除染作業など、厳しい環境下での作業による労働災害も懸念されます。

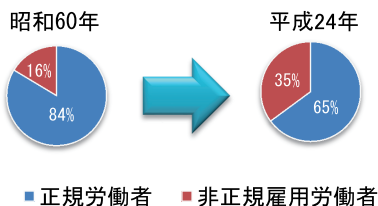


3 非正規雇用労働者等の増加と外部委託の広がり

パート、アルバイトなどの非正規雇用労働者の割合は労働者の3分の1を超え、その多くが第三次産業に集中しています。

障害者の雇用も進んでおり、障害の種類や程度に応じた安全衛生対策が求められます。

請負などによる外部委託が多くの業種に広がり、安全衛生管理責任が複雑さを増しています。危険な機械や化学物質による労働災害を防止するには、その製造・販売者などが危険情報をユーザーに伝えることも求められます。



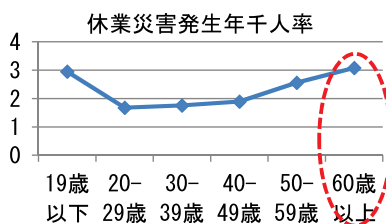
(出典：労働力調査)

社会の変化と安全衛生施策の方向性

4 少子高齢化の影響

高齢者の増加と雇用の促進により、高年齢労働者の数が増えています。

60歳以上の労働者は、他の年代より労働災害の発生率が高く、休業日数も長くなる傾向にあります。また、高血圧などの基礎疾患のある割合も高いので、このようなリスクを踏まえて労働災害防止対策を考える必要があります。



(出典：平成22年労働力調査、労働者死傷病報告)

5 技術革新に対応した規制のあり方

技術革新が進む中で、法令だけで全ての危険有害要因を特定し規制することは難しくなっています。

このため、求められる安全衛生水準を示した上で、具体的なやり方はある程度事業者委ねるなど、今後の労働安全衛生規制のあり方を検討する必要があります。

併せて、このような事業者の取組を技術面で支える専門人材の育成も必要です。



6 行政を取り巻く環境の変化

行政の減量、効率化が求められる中、行政はこれまで以上に業界団体や労働災害防止団体などと連携して、業界の自主的な取組による労働災害防止活動を支援、促進していく必要があります。



7 社会に開かれた安全衛生対策

労働災害は、一部の危険な作業に従事する人だけの問題ではありません。

誰もが遭遇しうる身近なリスクであるという認識を社会で共有するため、安全衛生を巡る問題を「見える化」して、誰でも容易に入手できるような取組が必要です。

なるほど～。こんなやり方もあったんだ。早速参考にしよう。

労災防止のための毎日の努力が認められた！これを励みに、ますますガンバろう！！

あの会社は、安全衛生に熱心に取り組んでいる。従業員を大切にしているね。

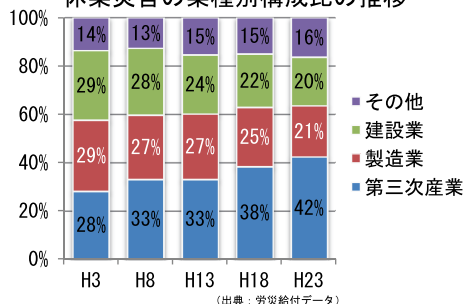
お父さん、最近疲れがたまっているみたい。お医者さんに行った方がいいんじゃないかな。

労働災害件数を減少させるための重点業種対策

現状と課題

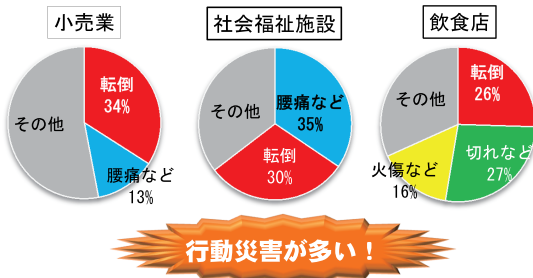
第三次産業の中で小売業、社会福祉施設、飲食店において労働災害が増えています。特に「転倒災害」の割合が高く、個人の行動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要です。

休業災害の業種別構成比の推移



第三次産業の災害の特徴

(出典：平成24年労働者死傷病報告)



第三次産業における安全衛生管理の強化

- ・小売業等の実態に即した効果的な安全衛生管理体制の構築を検討
- ・非正規雇用労働者に関する安全衛生活動の実態を踏まえて、充実した安全衛生活動を促進

小売業に対する集中的取組

【目標】労働災害による休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させる (H29/H24比)

大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にもつながるという観点からの労働災害防止意識の浸透・向上

バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・危険箇所の見える化、リスクアセスメント、KY (危険予知) 活動等による危険低減
- ・安全管理の好事例をもとに、経営や業務管理に安全管理を組み込んだモデルを作成
- ・作業性、安全性、経済性に優れる保護具や安全装置の開発を促進

荷物をもって
脚立から転落し
後頭部を強打！



ビールケースを
車から下ろす際に
ぎっくり腰！



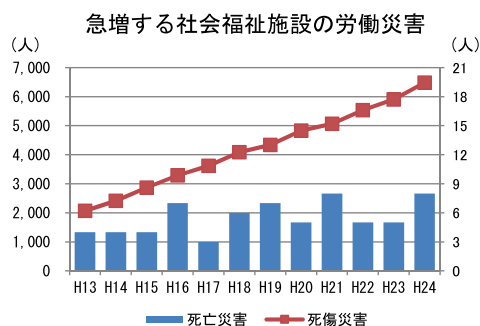
労働災害件数を減少させるための重点業種対策

社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

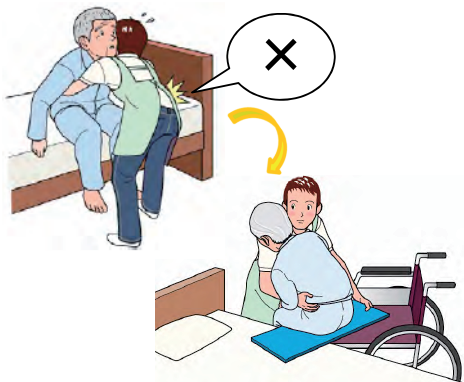
【目標】労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる（H29/H24比）

（注）この目標は、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少に相当

- ・安全衛生教育の徹底、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、腰痛の健康診断の普及・徹底
- ・腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について、訪問指導等



（出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告）



飲食店に対する集中的取組

【目標】労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる（H29/H24比）

- ・転倒災害と切れ・こすれ災害の防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等の作成



第三次産業対策の類型化と普及

- ・個別業種、労働災害の発生要因ごとに、事業場で取り組むべき対策を類型化してとりまとめ

労働災害件数を減少させるための重点業種対策

現状と課題

陸上貨物運送事業は、労働災害の約7割が荷役作業中に発生しており、その多くは荷主先で発生しているので、運送事業者と荷主先などが協力して災害防止の取組を進める必要があります。

陸上貨物運送事業対策

【目標】労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる（H29/H24比）

荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底等

- ・荷役作業における安全ガイドラインの周知・普及

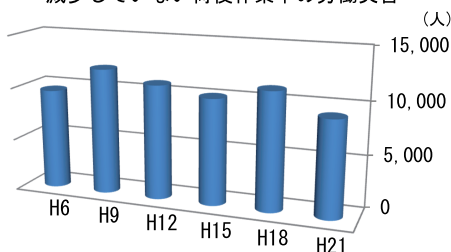
トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

- ・トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策等を充実・強化

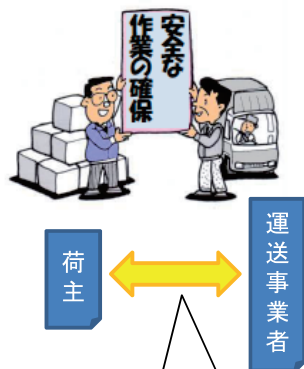
荷主による取組の強化

- ・モデル運送契約書の普及等により、運送事業者側と運送依頼側との荷役作業の役割分担を明確化

減少していない荷役作業中の労働災害



(出典：厚生労働省「労働災害原因要素の分析」)



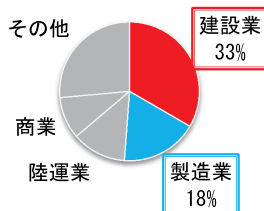
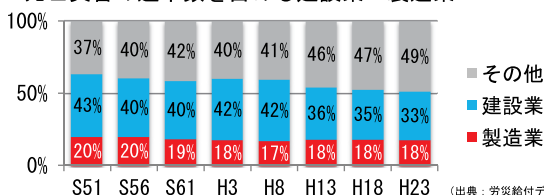
運送契約書を締結して、荷役作業の役割分担を明確化！

重篤度の高い労働災害を減少させるための 重点業種対策

現状と課題

1. 「墜落・転落災害」の半数以上が建設業で発生しています。東日本大震災の復旧・復興工事の本格化等によって人材が不足しており、全国的に人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念されます。
2. インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体、改修等の各種工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も、重要な課題です。

死亡災害の過半数を占める建設業・製造業



建設業対策

【目標】死亡者の数を20%以上減少させる (H29/H24比)

墜落・転落防止対策

- ・足場からの墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止機材等の開発、普及
- ・ハーネス型の安全帯の普及

震災の影響による人材不足等を踏まえた対策

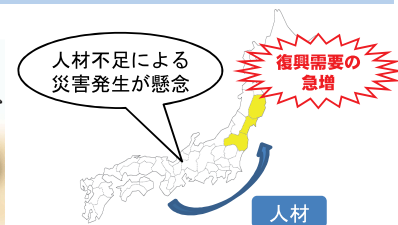
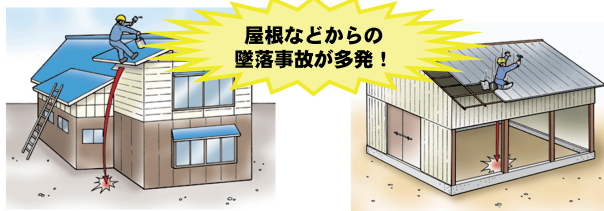
- ・安全衛生に必要な経費の積算とその経費の関係請負人への確実な伝達
- ・建設現場の統括安全衛生管理の徹底

解体工事対策

- ・アスベストのばく露や飛散の防止の徹底
- ・解体、改修工事時の安全対策に係るガイドラインの策定

自然災害の復旧・復興工事対策

- ・自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底



重篤度の高い労働災害を減少させるための 重点業種対策

現状と課題

機械などへの「はさまれ・巻き込まれ」による死亡災害の4割近くが製造業で発生しています。

製造業対策

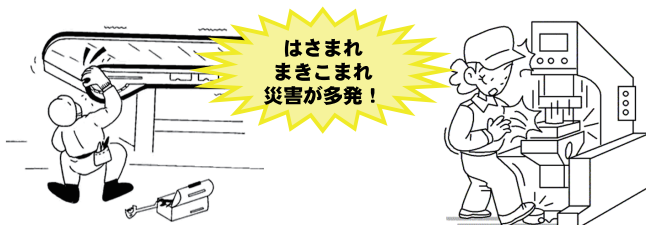
【目標】死亡者の数を5%以上減少させる（H29/H24比）

機械災害防止対策の推進

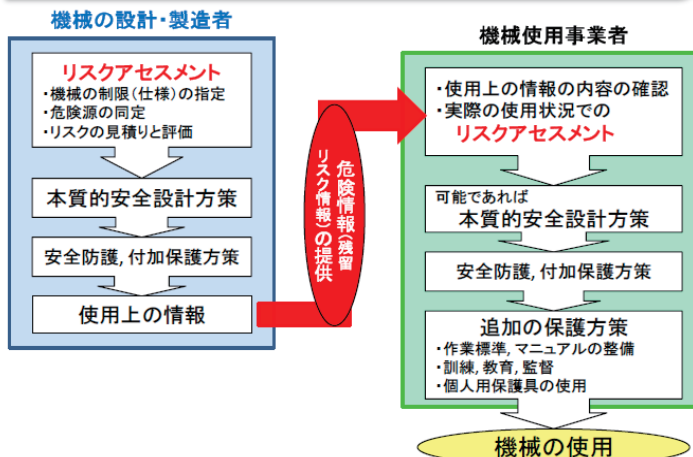
- ・機械災害が発生した事業場における原因究明と機械設備の本質安全化
- ・安全性に問題がある機械設備の提供者等による改善促進

労働災害防止団体と連携した取組

- ・安全衛生体制の弱い小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会の指導・援助活動を支援



製造段階からの機械の安全化の促進の流れ

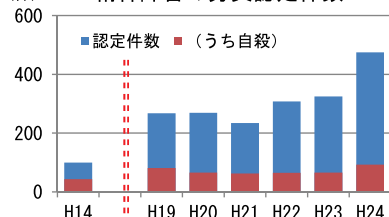


重点とする健康確保・職業性疾病対策

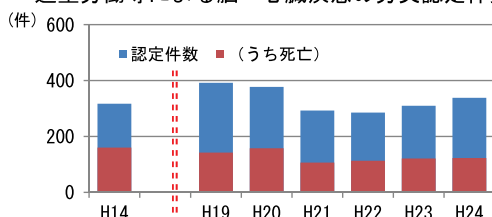
現状と課題

メンタルヘルス不調者を増やさないためには、不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境への改善が必要です。

精神障害の労災認定件数



過重労働等による脳・心臓疾患の労災認定件数



メンタルヘルス対策

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする

メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進
- ・パワーハラスメント対策の推進
- ・ストレスのリスクを特定、評価するリスクアセスメントのような新たな手法の検討

ストレスへの気づきと対応の促進

- ・ストレスチェック等の取組の推進
- ・事業場内での相談体制の整備

取組方策の分からない事業場への支援

- ・特に取組が進んでいない小規模事業場に対する支援の強化

職場復帰対策の促進

- ・事業場規模に応じた職場復帰支援モデルプログラムの策定・提供
- ・メンタルヘルス不調者の職場復帰支援への支援措置の検討・充実

4つのケア

セルフケア

働く人が自らのストレスに気づき、予防対処する

ラインによるケア

管理監督者が日頃の職場環境の把握改善、部下の相談対応等を行う

事業場内産業保健スタッフ等によるケア

事業場内の産業医、保健師や人事労務管理スタッフが労働者や管理監督者等の支援や、具体的なメンタルヘルス対策の企画立案を行う

事業場外資源によるケア

事業場外の専門的な機関や専門家を活用し、その支援を受ける

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



重点とする健康確保・職業性疾病対策

現状と課題

1. 労働者の心と体の健康の保持増進及び仕事と生活の調和の観点からも長時間労働の抑制が求められています。
2. 規制対象でない化学物質による健康障害防止対策が重要な課題です。

過重労働対策

【目標】 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる（H29/H23比）

健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・ 過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減
- ・ 健診結果、事後措置実施結果の効果的な活用手法の開発及び実施促進

働き方・休み方の見直しの推進

- ・ 疲労回復につながる休日・休暇の取得促進
- ・ 時間外労働の削減の推進

化学物質による健康障害防止対策

【目標】 GHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする

発がん性に着目した化学物質規制の加速

- ・ 化学物質の有害性情報の集約化
- ・ 発がん性に重点を置いた有害性情報等に基づく化学物質の有害性評価と対応の加速
- ・ 発がん性が疑われる段階での対策の強化

リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・ 化学物質に関するリスクアセスメントの促進
- ・ 危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付促進
- ・ 省庁横断的な取組による合理的な化学物質管理体制の構築

作業環境管理の徹底と改善

- ・ 化学物質の性状や取扱量等の情報から、測定を行わずに作業環境中の濃度が推定できる手法の活用による健康障害防止措置の普及
- ・ 発散抑制装置の性能要件化の普及
- ・ 個人サンプラーによる濃度測定への導入検討

GHSによる化学物質の危険有害性の絵表示の例



急性毒性
(飲み込むと有害)
など



急性毒性
(飲み込むと生命に危険)
など



金属腐食性
など



発がん性
など

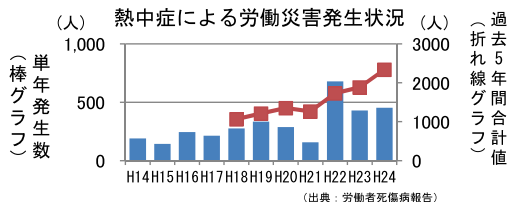


可燃性
など

重点とする健康確保・職業性疾病対策

現状と課題

業務上疾病の6割を占める腰痛や、夏季を中心に頻発する熱中症への対策強化が喫緊の課題です。



腰痛・熱中症対策

【腰痛目標】社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる(H29/H24比)

【熱中症目標】職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる(H25～H29の合計値/H20～H24の合計値比)

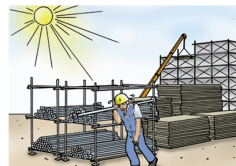
腰痛予防対策

- ・腰痛予防教育の強化
- ・介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及
- ・重量物取扱い業務に対する規制の導入の検討

熱中症対策

- ・屋外作業に対する規制の導入の検討
- ・熱中症対策製品の客観的評価基準の策定

夏季に頻発する熱中症に注意！



熱中症対策

- ・WBGT値（暑さ指数）の低減
- ・休憩場所の整備
- ・作業時間の短縮
- ・水分・塩分の摂取

受動喫煙防止対策

【目標】職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下とする

普及・啓発

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発
- ・事業者に対する効果的な支援の実施

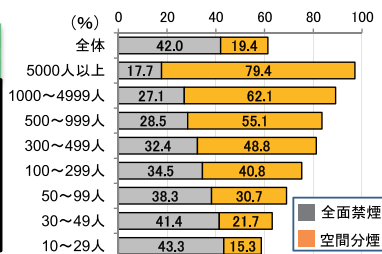
受動喫煙防止対策の強化

- ・禁煙、空間分煙、その他飲食店での換気等

受動喫煙防止対策助成金（今年度から対象と助成率が拡大）

- 対象事業主：すべての業種の中小企業事業主の方
- 助成対象：喫煙室の設置のための費用（今年度から）
- 助成率、助成額：受動喫煙防止対策のための費用の1/2（上限200万円）
- お問い合わせ先：各都道府県労働局健康主務課

受動喫煙防止対策への取組状況



(出典：平成24年労働災害防止対策等重点調査)

業種横断的な取組

現状と課題

リスクアセスメント※の導入はすすんでいるものの、中小規模事業場への普及が進んでいません。また安全分野が先行して労働衛生分野の取組が進んでいない状況にあります。

※リスクアセスメントとは、職場にある様々な危険の芽（リスク）を見つけ出し、それにより起こることが予測される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、大きいものから順に対策を講じていく手法です。

リスクアセスメントの普及促進

中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・ 中小企業向けマネジメントシステム導入マニュアルの作成

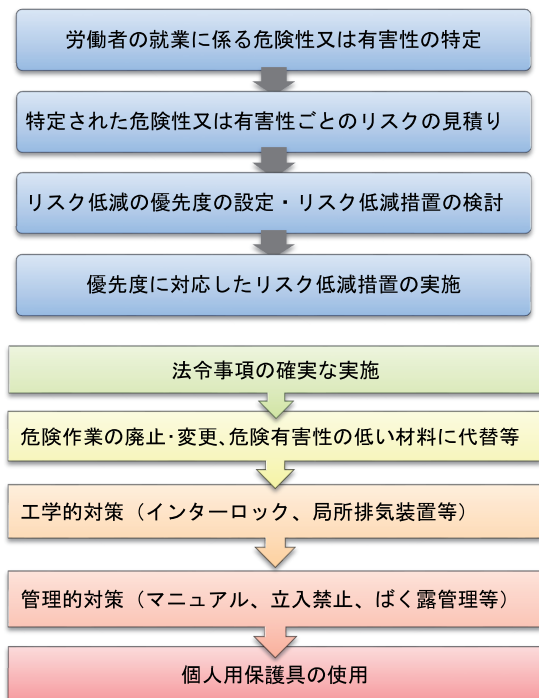
建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- ・ 建設業労働災害防止協会との連携

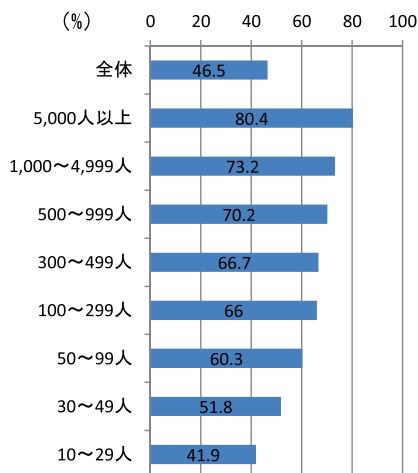
労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・ 専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスが可能な「コントロール・バンディング」の中小規模事業場への普及
- ・ 腰痛、熱中症等のリスクアセスメントマニュアル等の整備

《リスクアセスメントの流れ》



リスクアセスメントの普及状況



(出典：平成23年労働災害防止対策等重点調査)

業種横断的な取組

現状と課題

1. 高齢労働者のさらなる増加に備え、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要があります。
2. 労働者の3人に1人を占める非正規雇用労働者に関する安全衛生活動の実態を踏まえた対策が必要です。

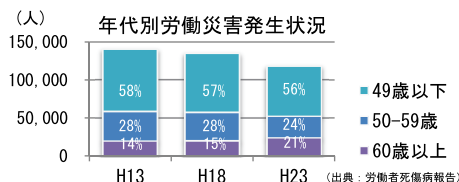
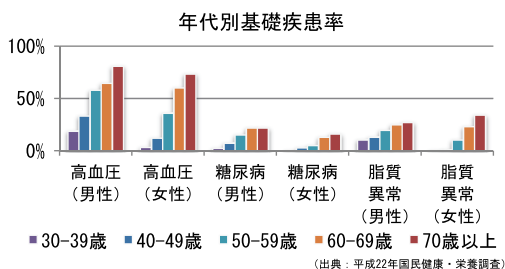
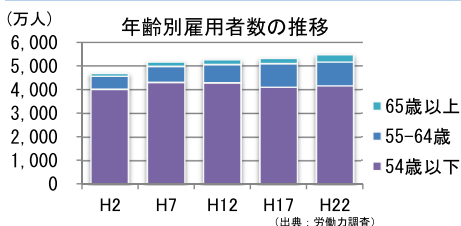
高齢労働者対策

身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・ 段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保など職場の残留リスクの低減
- ・ 身体機能の低下を防ぐための運動の促進
- ・ 高齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの教育

基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう健康管理、注意喚起
- ・ 基礎疾患が誘発しうる労働災害について、産業医や地域産業保健センター等を通じた周知徹底



非正規雇用労働者対策

非正規雇用労働者に関する安全衛生活動や労働災害の実態把握と対策の検討

- ・ 非正規雇用労働者に対する雇入れ時教育や健康診断などの安全衛生活動の実態や労働災害発生状況の把握及び必要な対策の検討

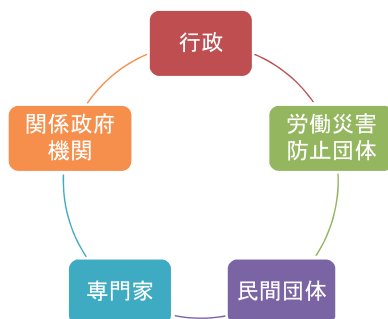
就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ・ 多様な就業形態が混在する労働現場における労働災害防止の責任の明確化

行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組

現状と課題

1. 3年連続で労働災害が増加するという厳しい状況に対応するため、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携・協働して取り組む必要があります。
2. 社内で安全衛生の専門人材の育成が難しい企業からの求めに応じて、安全衛生業務を担う専門機関の育成と、企業が専門機関を活用しやすい仕組みの検討が必要です。



専門家と労働災害防止団体の活用

安全衛生分野の専門家の育成と活用

- ・労働安全・衛生コンサルタントの能力向上
- ・高度な専門性を有する民間専門家が、事業場の安全衛生水準の向上に一層活用される仕組みの検討
- ・安全衛生労使専門家会議の活用促進

労働災害防止団体の活動の活性化

- ・行政機関が保有する労働災害関連情報の提供による労働災害防止団体の役割強化
- ・所管する業界の労働災害防止活動への技術的指導・援助の計画的実施
- ・技術上のガイドラインの策定及び安全管理士、衛生管理士などを活用した運用

業界団体との連携による実効性の確保

安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用

- ・産業医や産業保健専門職で構成される産業保健機関の質の向上と活用
- ・労働者50人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、国による援助の充実

事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

- ・安全衛生の専門人材を集約化し、企業の安全衛生管理責任を側面支援する外部専門機関として育成
- ・外部専門機関を利用しやすい制度・環境の整備
- ・小規模事業場に対する活用支援

社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

現状と課題

1. 安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえません。
2. 企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、経営トップの強い意識が重要です。

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

- ・労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して、労働者の安全や健康に関する意識付け

労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表

労働環境水準の指標化

- ・労働環境水準を総合的・客観的に評価する指標の開発、普及

労働環境水準の高い業界や企業の積極的公表

- ・安全衛生の専門家から良い評価を得た企業を積極的にホームページ等で公表



厚生労働省では、安全への取組を企業価値を評価する一要素ととらえ、「あんぜんプロジェクト」のウェブサイトを開設し、メンバー企業の取組を紹介しています。メンバー企業の募集も行っています。

あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

参加企業募集中！

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/registration/index.html>

社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応

- ・法令違反による重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、着実に労働環境の改善を図らせるため、一定の基準により企業名と労働災害の発生状況を公表することを含め検討

労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動

- ・労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例の情報提供

国民全体の安全・健康意識の向上

- ・地域、職域、学校が連携して、国民全体の危険に対する感受性向上や、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることを浸透



科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

現状と課題

1. 科学的根拠に立脚した安全衛生施策に必要な科学研究を推進するための資源が十分確保されていません。
2. 安全衛生施策は、諸外国の知見や施策の動向を踏まえて、規制や基準の整合性に配慮しながら進める必要があります。

労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進

労働安全衛生総合研究所との一体的取組

- ・労働安全衛生総合研究所の調査研究と安全衛生施策との一体性・連携の強化
- ・安全衛生分野の研究について、労働安全衛生総合研究所が中核的役割を果たすよう機能強化

安全衛生関連研究の振興

- ・安全衛生分野の研究振興のための予算や、安全衛生研究に活用できる有用な情報の確保

国際動向を踏まえた施策推進

- ・労働安全衛生総合研究所の調査研究活動や、専門家、諸外国との交流を通じて、諸外国の最新の知見、動向を把握し、施策や規制の国際的整合性を担保

【独立行政法人労働安全衛生総合研究所とは】

独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、厚生労働省所管の独立行政法人として、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病的病因、診断、予防その他の職業性疾患に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行っている研究所で、東京都清瀬市にある本部のほか、神奈川県のカワ崎市に拠点を持っています。



その研究分野は建設現場の災害、機械による災害、化学プラントの爆発・火災などの予防対策から、職場のメンタルヘルス対策、化学物質やアスベストによる健康障害、職業がん、腰痛等の予防対策にいたるまで多岐にわたっています。

【厚生労働科学研究費補助金とは】

厚生労働省では、適切妥当な科学的根拠に立脚した行政施策を展開するため、厚生労働省所管の国立試験研究機関等で研究を行うのみならず、産官学の各分野が協力して新しい知見を生み出す必要があることから、研究費に対する補助金制度を設けています。



補助金の対象分野は多岐にわたりますが、その中のひとつで「労働安全衛生総合研究事業」を実施しており、様々な研究機関等が行う労働災害防止のための研究を支援しています。

発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

現状と課題

1. 外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注によって受注者が安全衛生対策に必要な経費が計上できないような状況にならないような取組が必要です。
2. 様々な立場の人が入り交じって仕事をする場所を管理する人の責任のあり方を検討する必要があります。
3. 産業現場で使われる機械設備の本質安全化に、機械設備の提供者も一定の責任を負う仕組みを検討する必要があります。

発注者等による安全衛生への取組強化

発注者等による安全衛生への取組強化

- ・ 外部委託による安全衛生上の配慮義務・責任逃れの発生防止
- ・ 自ら管理する施設等を第三者に使わせる場合の安全衛生管理責任のあり方の検討

荷主による取組の強化

- ・ モデル運送契約書による運送事業者側と運送依頼側との役割分担の明確化

建設工事発注者に対する要請

- ・ 安全衛生に必要な経費の積算と、その経費の関係請負人への確実な伝達
- ・ アスベストを含む建築物の解体工事の適正な発注への対応

製造段階での機械の安全対策の強化

機械の本質安全化の促進

- ・ 設計・製造・改造時のリスクアセスメント、残留リスク情報提供措置の強化
- ・ 一定水準の安全基準・規格が確保された機械の使用を奨励

機械災害の公表制度の導入

- ・ 機械の重大な欠陥により発生した労働災害の内容の公表を検討
- ・ 誤った使用方法により発生する労働災害事例を公表

機械等の技術基準の見直し

- ・ 技術の進歩に合わせた関係法令の見直しとJIS規格等の積極的な引用

労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

- ・ 労働者の身を守ればよいという考え方ではなく、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害（周辺住民、通行人、一般家屋などへの被害）を防ぐという観点も考慮し、他省庁の施策と連携

東日本大震災、東電福島第一原発事故を受けた対応

現状と課題

1. 東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事が本格化しており、被災地の状況に応じた労働災害防止対策を徹底する必要があります。
2. 建設業者、技術者、技能労働者などが被災地に集中することで、被災地以外の地域でも人材が不足するなど全国的に人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念されます。
3. 原子力発電所の廃炉に向けた作業や除染作業などでの被ばく防止対策を徹底させる必要があります。
4. 除染作業や生活基盤の復旧作業で、屋根など高いところからの墜落や重機災害などを防ぐ必要があります。

東日本大震災の復旧・復興工事対策

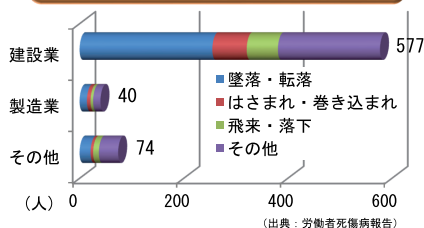
復旧・復興工事の労働災害防止

- ・被災地での労働災害防止対策の着実な実施
- ・除染作業等での高所からの墜落防止、重機災害の防止等を着実に実施

建設現場の統括安全衛生管理の徹底

- ・新規に建設業に就労する者に対する安全衛生教育の確実な実施等

震災後、平成24年12月末までに
691件の労働災害が発生！



原子力発電所事故対策

原発事故対応の体制整備

- ・被ばく線量管理体制の強化、線量計の確保等の準備状況を定期的に確認

原発事故対応作業と除染作業での放射線障害防止等

- ・原子力発電所の廃炉作業の被ばく防止対策、特別教育等の安全衛生管理の徹底
- ・緊急作業に従事した労働者に対するメンタルヘルスカケアを含めた健康相談等の着実な実施
- ・除染作業等に携わる労働者の放射線障害防止対策の着実な実施

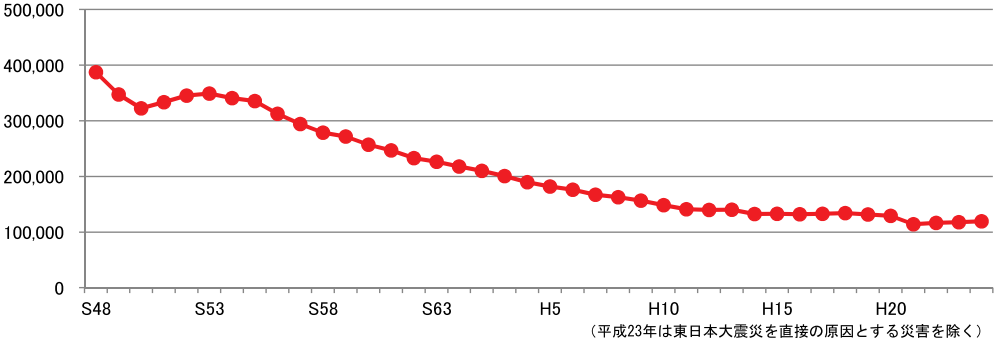
除染作業でも適切な被ばく防止対策が重要



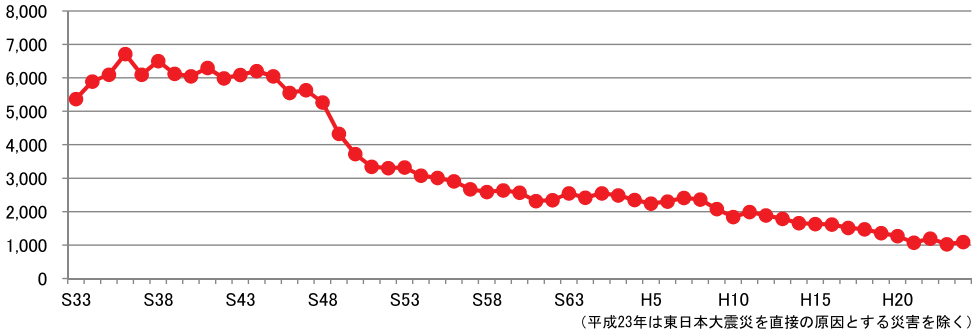
安全衛生基本統計

(出典：労働災害の長期推移は労災給付データ、死亡災害は死亡災害報告、最近の労働災害の推移は労働者死傷病報告)

(単位：人) 労働災害発生状況（全産業）の推移



(単位：人) 死亡災害発生状況（全産業）の推移



最近の労働災害の発生状況（主な業種別）

(単位：人)

休業4日以上 死傷災害	H14	・・・	H19	H20	H21	H22	H23	H24
製造業	38,323	・・・	36,196	34,464	27,995	28,643	28,457	28,291
建設業	26,299	・・・	20,764	19,280	16,268	16,143	16,773	17,073
運輸交通業	17,108	・・・	17,464	17,354	15,253	15,861	15,842	15,908
商業	16,310	・・・	16,656	16,823	15,688	16,211	16,652	17,218
接客娯楽業	8,018	・・・	8,340	8,458	8,110	7,945	7,974	8,268
保健衛生業	4,911	・・・	7,342	7,930	7,921	8,531	9,025	9,635
その他	21,370	・・・	24,716	24,717	22,917	23,399	23,235	23,183
合計	132,339	・・・	131,478	129,026	114,152	116,733	117,958	119,576

死亡災害	H14	・・・	H19	H20	H21	H22	H23	H24
建設業	607	・・・	461	430	371	365	342	367
製造業	275	・・・	264	260	186	211	182	199
陸上貨物運送事業	234	・・・	196	148	122	154	129	134
その他	542	・・・	436	430	396	465	371	393
合計	1,658	・・・	1,357	1,268	1,075	1,195	1,024	1,093

安全衛生関係機関URL

厚生労働省

厚生労働本省 <http://www.mhlw.go.jp/>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

こころの耳（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

都道府県労働局・労働基準監督署
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

労働災害防止団体

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp>

建設業労働災害防止協会 <http://www.kensaibou.or.jp/>

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 <http://www.rikusai.or.jp/>

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 <http://kouwansaibou.or.jp/>

林業・木材製造業労働災害防止協会 <http://www.rinsaibou.or.jp/>

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

<http://www.jniosh.go.jp/>

独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健推進センター

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



平成25年11月